明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働二四）　二

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委八）　二
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（同九）　三
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（同一〇）　四
○保安林の指定をする件
（農林水産四三二～四三六）
○保安林の指定を解除する件
（同四三七）
○保安林の指定施業要件を変更する件
（同四三八～四四二）
○大豆ミート食品類の日本農林規格を制定する件（同四四三）
○錦鯉―用語の日本農林規格を制定する件（同四四四）
○プロバイオポニックス技術による養液栽培の農産物の日本農林規格を制定する件（同四四五）　四
○農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関又は試験所に関する基準の一部を改正する件（同四四六）
○飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件（同四四七）
○大豆ミート食品類についての生産行程管理者の認証の技術的基準を制定する件（同四四八）
○プロバイオポニックス技術による養液栽培の農産物についての生産行程管理者の認証の技術的基準を制定する件（同四四九）
○大豆ミート食品類の生産行程についての検査方法を制定する件
（同四五〇）
○プロバイオポニックス技術による養液栽培の農産物の生産行程についての検査方法を制定する件（同四五一）
○大豆ミート食品類についての小分け業者の認証の技術的基準を制定する件（同四五二）
○プロバイオポニックス技術による養液栽培の農産物についての小分け業者の認証の技術的基準を制定する件
（同四五三）　五
○農林水産大臣が定める農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとの認証事項の確認を行う期間の一部を改正する件（同四五四）
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通二四九～二五一）
○砂防法第二条の土地を指定する件
（同二五二～二五四）　六
○高速自動車国道に関する件
（同二五五、二五六）
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同二五七、二五八）
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく型式承認等をした件（同二五九）　七
○都市計画に関する件
（近畿地方整備局二七～二九）
○道路に関する件
（中国地方整備局一六）
○都市計画に関する件
（沖縄総合事務局三）

〔国会事項〕

内閣　最高裁判所　七

〔人事異動〕

内閣　最高裁判所　八

〔叙位・叙勲〕　八

〔官庁報告〕

官庁事項

公調委令和三年（フ）第一号沖縄県糸満市字米須（沖縄戦跡国定公園）地内の鉱物掘採に係る措置命令に対する取消裁定申請事件の審理
（公害等調整委員会公示二）　九

法　務

公証人任免（法務省）　九

〔公　告〕

諸事項

官庁
財団、特定保険募集人の所在の確知等関係　九

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

会社その他　三五